

旭川市立千代田小学校

学校いじめ防止基本方針



令和 5年 4月 改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。また、この基本方針は、学校いじめ対策組織を中心に組織的に点検・見直しを図ります。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童（生徒）の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます。）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童（生徒）の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

令和4年度は年間を通して計画的にアンケートを実施するとともに、いじめに関する情報が報告窓口に入ることによって、いじめ対策組織会議を随時開催することができました。そのことによって、57件のいじめを積極的に認知し、いじめの行為は止んでいるがその状態が一定の期間を満たしていない5件を除き、全て解消に至ることができました。全教職員で的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を元に組織的に対応する体制を整えることができました。

全国学力・学習状況調査での児童質問紙調査の自校集計では、「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の設問に肯定的に答えた児童の割合は100%となりました。また、「自分にはよいところがあると思いますか」の設問に当てはまる、ややあてはまると回答した児童の割合が84.4%となりました。今年度も人権教育プログラム等を通して、自己有用感や自己肯定感を育成し、互いの違いを認め合い支え合うことができるようにし、上記の設問2つの割合100%を目指します。

2 児童が主体となった取組の推進

指導部や児童会が中心となって取り組んでいる「学校いじめ防止基本方針(児童版)」の策定をはじめ、児童会が中心となって中学校区で揃えて取り組んでいる「いじめ防止標語」や「いじめ防止宣言」など、様々な取組を今年度も実施します。

気持ちよく生活できる学校環境を児童自らの手で進められるよう働きかけます。

そのためにも、道徳科の授業実践を道徳教育の要とし、全教育活動を通して道徳的实践力の積み重ね、児童の規範意識、自己有用感等の醸成を重点的に行います。

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

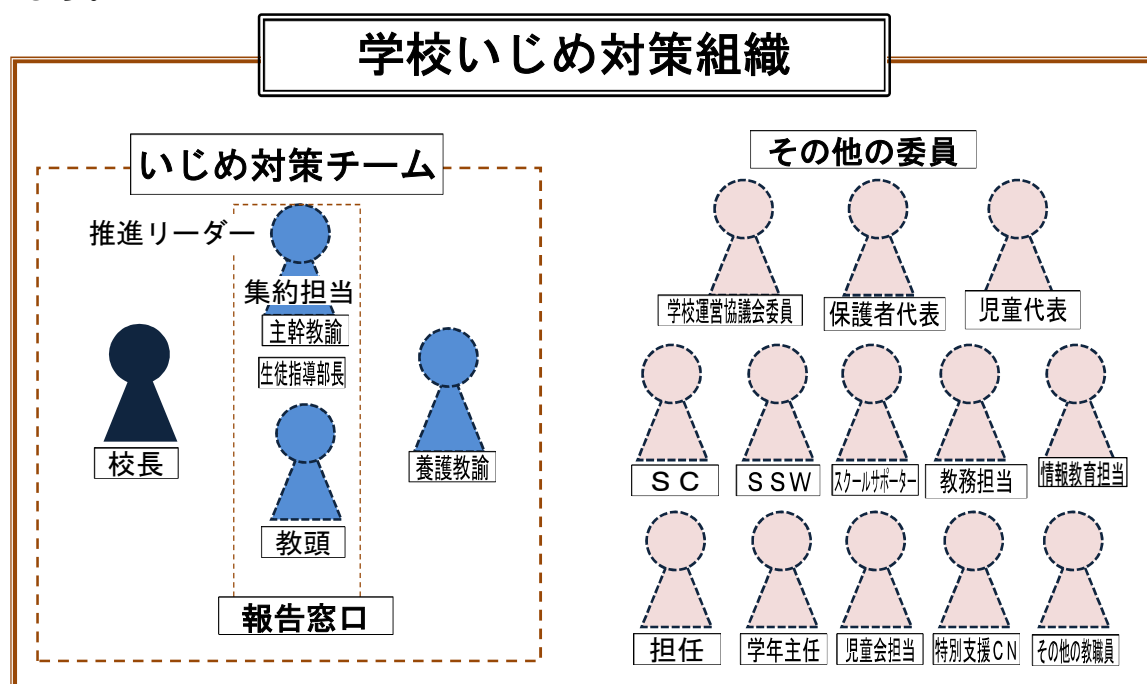
本校は、いじめ問題に組織的に対応するため、学校いじめ対策組織を設置します。

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。

いじめ対策組織は、校内のいじめ対策を中心となって担う推進リーダーをはじめ、自校の教職員や、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の関係者等により構成します。

すべての教職員が、「いじめに関わる情報をかかえ込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であること」を理解し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口」である推進リーダーに報告するなどの確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制を

整備します。



※「校内研修の実施」や「児童生徒の未然防止の取組」，「学校いじめ防止基本方針の内容の検討」等に当たっては，必要に応じて，その他の関係者を「いじめ対策チーム」に追加します。

(2) 学校いじめ対策組織の役割

学校いじめ対策組織の役割に次のことを位置づけます。

- ・いじめの未然防止のため，いじめが起きにくく，いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため，いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため，いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- ・いじめに係る情報があったときには，情報の迅速な共有及び関係児童生徒に対する聴取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童生徒の支援を継続するため，支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する役割
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援，いじめを行った児童生徒に対する指導，対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき，校内研修を企画し，計画的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについて点検，見直しを行う役割
- ・「いじめ対策チーム」による会議を含め，学校いじめ対策組織会議の内容を記録し，整

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本方針」を活用し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動などの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。
- ②幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感ずることが出来る機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

(5) 人権教育プログラムを実施し，児童自らがいじめの未然防止について考え，取り組む指導の充実

- ①児童自らが，いじめの問題について，主体的に考え，いじめの防止を訴える取組を児童が中心に進めます。

- ②児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- ③児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

本校は、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- (1) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- (2) 児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用、関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめられた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童生徒のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割文体を行います。
- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関

や警察等の関係機関との連携を図ります。

④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

学校間での対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会が窓口となり、各学校との緊密な連携の下、対応への指導・助言を行うとともに、学校相互間の連携協力を促します。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

8 いじめの重大事態への対応

1 重大事態とは

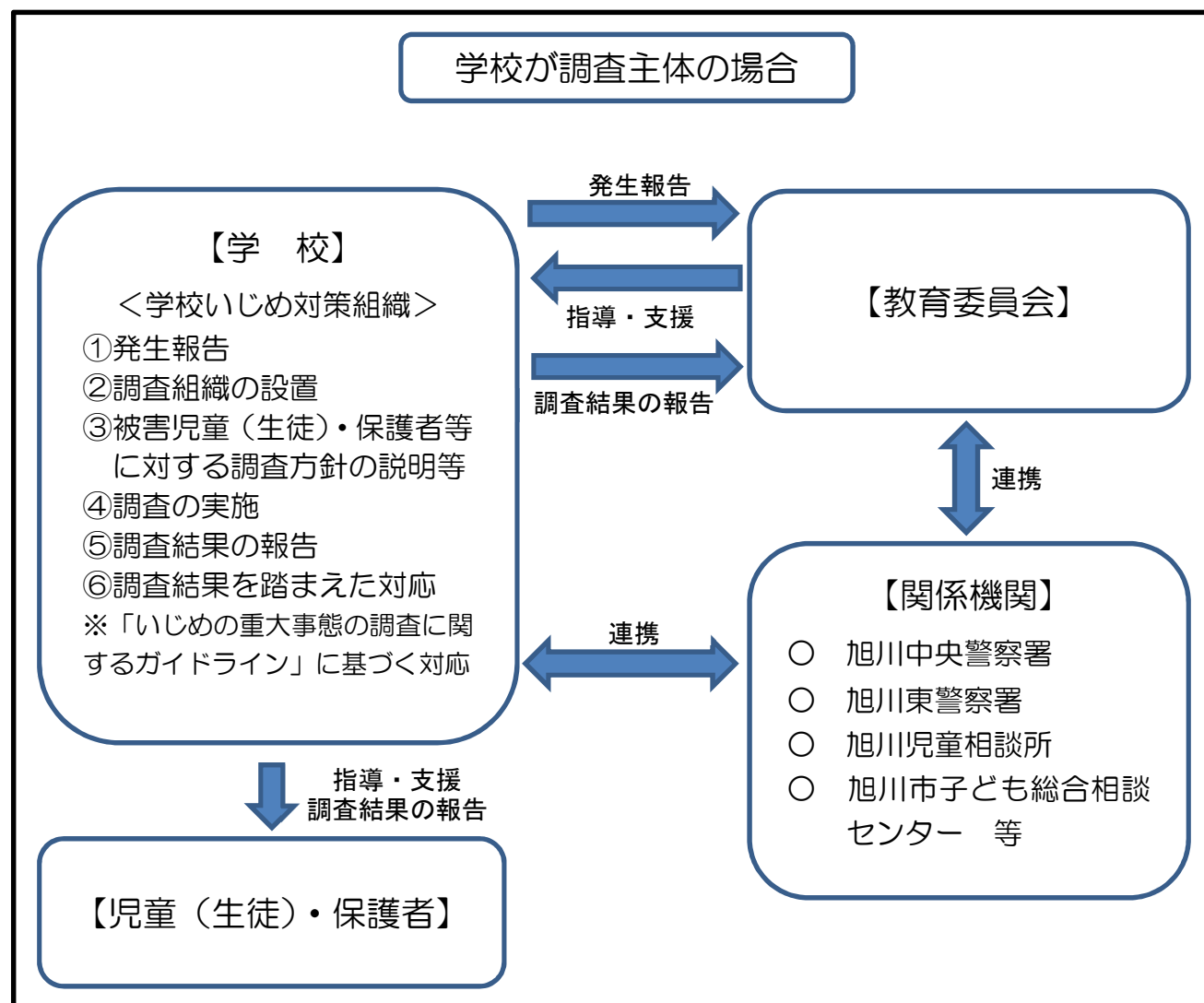
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
*重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

2 学校における重大事態の対処

- (1) 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」*3に基づいて対応します。

- (2) 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- (3) 調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

3 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクール

カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。（再掲）

- 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

いじめの定義では、「いじめ」は、インターネットを通じて行われるものを含むとされています（法第2条第1項。以下インターネットを通じて行われるものを「ネットいじめ」という）。

国の基本方針では、ネットいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であるなどとされています。特に、SNS等によるいじめは、より大人の目に触れにくく、発見しにくいとされています。また、ネットいじめの特性から、インターネット上の掲示板等に悪口を書かれた児童生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

- ①情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても啓発活動を積極的に行います。
- ②学校ネットパトロールを実施し、早期発見に努めます。
- ③不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

11 千代田小学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
未然防止	◆学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校HP公開 ・児童、保護者への説明内容の検討 ◆児童理解に関する取組 ・ほっと等、各種調査の調査実施方法の確認と実施	◆学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針（児童用）の作成と児童への指導・学校HP公開 ・いじめ・非行防止強調月間の取組に向けての準備 ◆児童理解に関する取組 ・ほっと等、各種調査の集計・分析 ・教育相談 ・生徒指導事例研 ◆児童会による取組 ・心をつなぐ「あいさつ運動」の取組（通年）	◆学校いじめ対策組織会議 ・いじめ・非行防止強調月間の取組 ◆児童理解に関する取組 ・人権教育 1・3・5年「生命の安全教育」	◆学校いじめ対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討 ・学校中間評価の実施	◆学校いじめ対策組織会議 ・2学期の重点の周知 ・「生命の安全教育」の実施 ・学校中間評価の結果の分析と対応の検討 ◆児童理解に関する取組 ・全国学力・学習状況調査質問紙テスト結果の分析と対応の検討	◆学校いじめ対策組織会議 ・学校中間評価結果の共通理解 ◆児童理解に関する取組 ・全国学力・学習状況調査質問紙テスト結果の共通理解 ・ほっと等、各種調査の調査実施方法の確認と実施 ◆児童会による取組 ・いじめ標語の取組 ・いじめ防止宣言の取組
早期発見・早期対応	◆児童理解に関する取組 ・いじめ相談窓口の周知 ◆通年の活動 ・いじめに関わる情報収集 ・チェックリストの活用 ・学校ネットパトロール	◆学校いじめ対策組織会議 ・いじめ把握アンケートの実施 ◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・計画・実施要領の作成と共通理解	◆学校いじめ対策組織会議 ・いじめ把握アンケート結果の集計と分析、児童への指導 ◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・人権教育 2・4・6年「SNSの適切な利用に係る学習」		◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・情報モラルの教育課程の見直し	
家庭・地域	◆学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の保護者説明 ◆児童理解に関する取組 ・保護者懇談会の実施 ・インターネット上のいじめ防止に関わる啓発 ◆通年の活動 ・いじめに関わる情報収集 ・チェックリストの活用 ・学校便りの発行（毎月）	◆東光中学校区小中連携 ・三校合同の、心をつなぐ「あいさつ運動」の取組	◆学校評価委員会の開催 ・学校いじめ基本防止方針等の説明 ◆東光中学校区小中連携 ・「生活RTD（リズムチェック）」でのメティアチェック	◆学校いじめ対策組織会議 ・1学期の取組状況等についての公表（参観日、各種お便り）		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
未然防止	◆学校いじめ対策組織会議 ・いじめ・非行防止強調月間の取組に向けての準備 ◆児童理解に関する取組 ・生徒指導事例研 ・ほっと等、各種調査の集計・分析 ◆児童会による取組 ・心をつなぐ「あいさつ運動」の取組（通年） ◆通年の活動 ・いじめに関わる情報収集 ・チェックリストの活用 ・学校ネットパトロール	◆学校いじめ対策組織会議 ・いじめ・非行防止強調月間の取組 ・学校いじめ防止基本方針（児童用）の児童への指導 ◆児童理解に関する取組 ・教育相談 ・保護者懇談会の実施 ・ほっと等、各種調査の集計・分析結果の共通理解	◆学校いじめ対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ・学校評価の実施	◆学校いじめ対策組織会議 ・学校評価の結果分析 ・学校評価の結果を受けた対応の検討	◆学校いじめ対策組織会議 ・学校評価の結果分析と対応の共通理解 ・1年間の取組についての点検・評価	◆学校いじめ対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度の学校いじめ防止プログラムの作成
早期発見・早期対応		◆学校いじめ対策組織会議 ・いじめ把握アンケートの実施 ・いじめ把握アンケート結果の集計と分析、児童への指導 ◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・家庭での約束づくりの依頼 ◆児童理解に関する取組 ・教育相談	◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・情報モラル指導	◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・情報モラルの教育課程の見直し		◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・情報モラル指導
家庭・地域	◆通年の活動 ・いじめに関わる情報収集 ・チェックリストの活用	◆児童理解に関する取組 ・保護者懇談会の実施 ◆児童の望ましいメティア活用に向けての取組 ・家庭での約束づくりの実施とメティアチェック ◆東光中学校区小中連携 ・「生活RTD（リズムチェック）」でのメティアチェック	◆学校いじめ対策組織会議 ・2学期の取組状況等についての公表（参観日、各種お便り） ◆学校評価委員会の開催 ・2学期の取組について説明 ◆東光中学校区小中連携 ・各校の実態交流	◆東光中学校区小中連携 ・中学校の決まり説明会の実施（SNS指導を含む）	◆学校いじめ対策組織会議 ・3学期の取組状況等についての公表（参観日、各種お便り） ◆学校評価委員会の開催 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度取組について協議 ◆東光中学校区小中連携 ・参観日の授業参観交流 ・「生活RTD（リズムチェック）」でのメティアチェック	◆東光中学校区小中連携 ・進学に伴う中学校との情報交換

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた生徒や保護者
- 学級担任
- 生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた生徒及び保護者への支援
- 周囲の生徒への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った生徒及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った生徒	周囲の生徒
学 校	□組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 □いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	□いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 □不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	□いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 □自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	□家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 □保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	□いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

- 原因の詳細な分析
 - 事実の整理、指導方針の再確認
 - スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

- 学校体制の改善・充実
 - 生徒指導体制の点検・改善
 - 教育相談体制の強化
 - 児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

- 教育内容及び指導方法の改善・充実
 - 生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
 - 道徳教育の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫
 - 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

- 家庭、地域との連携強化
 - 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
 - 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
 - 生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

児童氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506（こんにちはコール）

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立千代田小学校 TEL 31-0967

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察することで、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入ってないように見える。
- ☐帰宅時に衣服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやらうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとしなない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。